議会運営委員会会議録(令和4年6月3日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和4年6月3日(金)

招 集 場 所 議員協議会室

出席委員

委員長山下正敏副委員長鷹野正志委員嘉喜山茂委員石川秀夫

委員 金繁典子 委員 那須芳人

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 原田達也 副議長 佐々木史仁

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 本 多 幸 雄 局長補佐 小 松 一 恵

説明のため出席した者

(総務課) (企画財政課)

課長 立 花 慶 司 課長 清 水 雅 人

本日の委員会に付した案件

- (1) 議事日程について
- (2) 一般質問の方法について(通告順)
- (3) 議案の概要説明とその取り扱いについて
- (4) 陳情・請願等の取り扱いについて
- (5) 追加議案について
- (6) 各委員会等の開催について

開 会10時00分閉 会11時01分

○鷹野副委員長 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから、6月議会に向けての議会運営委員会を開催いたします。

まず、委員長、挨拶お願いいたします。

○山下委員長 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の招集をしましたところ、全員の出席をいただき、ありがとうございます。 愛南町でもコロナの陽性患者がぼつぼつ出ておりますが、我々もコロナと3年を過ぎました、 コロナと関わって。もうそろそろ何もかも規制をするのではなくて、予防をしながら、徐々に 徐々に我々の行動、活動範囲を広げていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いをいた します。

それでは、協議に入りたいと思います。

まず、議事日程について。会議録署名議員、5番、少林議員、6番、石川議員です。 続いて、会期の日程ですが、6月10日から6月17日までの8日間でよろしいですか。 (「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 では、そうさせていただきます。

続いて、諸般の報告。

議長の活動状況報告、例月出納検査報告、陳情等の取扱い報告、議員派遣結果報告は6月10日の初日に行います。

続いて、一般質問の方法について、通告順です。

1番、嘉喜山議員、2番、尾崎議員、3番、吉田議員、4番、池田議員、5番、金繁議員、6番、少林議員、7番、石川議員です。

一般質問の内容は事前に配付しておりますが、この内容について何か御意見ありませんか。 ないようですので、続いて、質問者は7名です。これを初日に時間延長して全員をするのか、 別日程をするのか、皆さんにお伺いします。

那須委員。

- ○那須委員 7名の方おられますので、初日、金曜日に4人と、残りの3人の方は予備日の月曜日にしたらどうかと思うんですが。
- 〇山下委員長 ただいま、那須委員から御意見がありました。ほかの意見ございませんか。 金繁委員。
- ○金繁委員 6 人ということで決めたんじゃなかったでしたっけね。6 人ずつということで。初日 6 人ってこの前。
- 〇山下委員長 いいえ。
- ○金繁委員 じゃ、その都度決めるいうことですか。
- 〇山下委員長 これ、例えば今回7人なんで、前回は6人やったんですよ、これが例えば10人になった場合とかいろいろ、そのときの一般質問の人数変わるんで、その都度でいいんやないんですか。その6人っていう決めた、初日に6人をするとは、ちょっと私、まだはっきり。金繁委員。
- ○金繁委員 前回6人でしたよね。
- 〇山下委員長 6人。
- ○金繁委員 じゃ、今後も毎回その都度、全体の人数を見て変えますか。というのは、終わる時間 は6人でも十分、5時だったと思うんですよ。なので。
- 〇山下委員長 一般質問は済むんやけど、後の審議があるんです、議案審議。一応、議案審議を、計画としたら、予定としたら 36 号議案までが一般的にやる予定なんですよ。それを終えるとしたら、やっぱり前回みたいに 7 時ぐらいになる可能性があるんで、そこは皆さんの意見なんで、これは。やるやらないは。

金繋委員。

- ○金繁委員 7人が終わってから審議ですよね。
- 〇山下委員長 そうです。
- ○金繁委員 初日、状況報告とかありますけれども、前回、6人と審議で十分終わるんじゃないですかね。前回も終わったんじゃないですかね。

(発言する者あり)

○金繁委員 分けた。

分けたんですけど、初日6人じゃなかったですか。

- **〇山下委員長** 6 人、6 人の場合に 4、2 で分けた場合もあるし 3、3 で分けた場合もあります、今ままで。
- ○金繁委員 1つだけ確認、委員長。
- 〇山下委員長 はい。
- ○金繁委員 確かにばらけたほうが、聞いているほうもしんどくなるのでいいかなと思うんですけど、今後、その人数に応じて一定の基準を設けとったほうがいいんですよ。

例えばこの7人だったら4人で切るとか、10人だったら5人で切るとか、見てる人も何で毎回違うのかなと、町民の方も思うと思うので、一応。

(発言する者あり)

- ○金繁委員 一定のだから基準を定めていただけたらと思います。
- 〇山下委員長 例えば、初日に5人までと決めた場合、13人がしたら2日目、3日目になるんで、 なかなかちょっと、初日はそれは決まるんやけど。別にその都度、一般質問の人数によって決 めていっても別に問題ないんやないですか。

それは委員の人の意見なんで、委員の多くが決めてくれということになったら決めることは できますし、そういうことです。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 今回はあれですよね。4人して、一般会計補正予算の提案説明までということになりますよね。

全体を見渡して議案数少ないので、配分的にはこのぐらいでいいんじゃないかなと私は思いますけど。

(発言する者あり)

- ○嘉喜山委員 4人して、36号議案の提案説明までしてという意味です。
- 〇山下委員長 ほかの委員の方の御意見。

本多局長。

○本多事務局長 一般の議案の審議の関係なんですけども、2 日に分けた場合はですね、2 日目に 議案の審議となりますので、一般質問が終わった後に議案審議をして、一般会計の補正予算の 説明までということになります。

以上です。

○山下委員長 そういう流れなんですが、よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 そうしたら、確認です。那須委員が言ったように、初日4名、2日目の13日の月曜日に3名ということでよろしいですか。それでは、そういたします。

続いて、説明用資料持込み、使用申出について、金繁議員から資料パネル3枚の申出がありました。

資料は、申出のとおり、確認事項、留意事項を守って使用していただくということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 パネルの持込みを許可いたします。

続いて、議案の概要説明とその取扱いについて。

理事者提案に関するものは13案です。承認5案、報告2案、補正予算3案、契約関係1案、 その他2案です。

理事者提案に係る議案について説明を求めます。

最初に、総務課長から条例契約等その他の議案についての説明を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 それでは、私のほうから議案のそれぞれのポイントを簡潔に説明させていただきます。なお、承認第1号及び承認第4号の予算の専決案件、報告第1号、第2号の報告案件、第36号議案から第38号議案の補正予算案件は清水企画財政課長が後ほど説明させていただきます。

それでは、承認第2号、専決処分第2号の承認を求めることについて(愛南町税条例等の一部を改正する条例)について説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、愛南町税条例及び愛南町国民健康保険税条例の改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和4年3月31日付で専決処分をしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表だけでも 13 ページに及びますので、主な点を説明 させていただきます。

今回の主な改正点といたしましては、個人町民税関係といたしまして、新旧対照表 12 ページ中段、附則第 7 条の 3 の 2 は、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和 3 年入居分から令和 7 年入居分まで延長する等の改正、7 ページ下段、第 33 条第 6 項、8 ページ中段、第 34 条の 9 は上場株式等の配当所得等に対する課税方式を所得税と一致させるための改正等で、その他、15 ページ第 16 条の 3、16 ページ第 17 条の 2 第 4 項、17 ページ第 20 条の 3 第 4 項、第 6 項も同様であります。

固定資産税関係といたしまして、15ページ上段、第12条は、土地に係る固定資産税の負担調整措置の見直しとして、商業地等の上昇幅を現行の5%から、令和4年度に限り2.5%とする改正、7ページ上段、第18条の4は、DV被害者等の登記住所に係る支援措置に伴い、固定資産課税台帳の証明書の交付や閲覧等の手数料の規定を整備するもので、12ページ上段、第73条の2、及び同条の3も同様であります。

この条例は、令和4年4月1日から施行しております。

次に、承認第3号、専決処分第3号の承認を求めることについて(愛南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について、説明いたします。

本案の専決の理由は、承認第2号と同一であります。

議案3ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条の改正は、第2項において、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を「63万円」から「65万円」に、第3項において、後期高齢者支援金等課税額の限度額を「19万円」から「20万円」に、それぞれ改めるものであります。

この条例は令和4年4月1日から施行しております。

当日は、山本税務課長が一括により2件の提案の説明をいたします。

次に、承認第5号、専決処分第5号の承認を求めることについて(損害賠償の和解)について、 説明をいたします。

この専決処分は、令和4年4月14日、南楽荘支援員が入所者の入浴介助を終え、入浴前に着ていた衣服を洗濯に出した際、衣服ポケット内にあった眼鏡及び腕時計に気付かず水没、破損させたもので、損害賠償額が確定し、相手方と和解するため、令和4年5月20日に専決処

分したので、議会に報告し、承認を得るものです。

1の和解の相手方は記載のとおりです。

(発言する者あり)

○立花総務課長 かまいませんでしょうか。申し訳ありません。

1の和解の相手方は記載のとおりです。

町側の過失割合は 100%で示談が成立しており、3 の和解の額は腕時計同等品の購入費用として 2 万円であり、全額、町が加入しております損害保険ジャパン株式会社から支払われております。

当日は、土幡高齢者支援課長が提案の説明をいたします。

次に、第 39 号議案。こちらはまたタブレットにお戻りいただければと思います。広域農道 南宇和線(御荘工区)災害復旧工事請負契約の変更について、説明をいたします。

本案は、令和3年11月29日に請負契約の議決を受けている工事の変更契約に係るものであります。

工事の内容は、2ページの位置図で、広域農道南宇和線御荘和口地区、3ページ、平面図の 赤く着色している部分が工事実施範囲となります。

4 ページの標準断面図を御覧ください。赤色の部分が変更部分となります。変更内容は、アンカー長の変更で、施工を予定している全 24 基において、当初アンカー長L=14.0mから、最小でL=15.5m、最大でL=17.9mのアンカー長の変更を行うものであります。

1ページに戻っていただき、契約の目的、方法、相手方は記載のとおりであります。

3 の契約金額につきましては、8,077 万 3,000 円を 222 万円増額し、8,299 万 3,000 円に変更いたします。

当日は、吉村農林課長が提案の説明をいたします。

次に、第40号議案、地方自治法第180条第1項の規定により愛南町長において専決することができるものの指定の一部改正について、説明をいたします。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定により愛南町長において専決することができるものの指定において、地方自治法が改正により条ずれしたことから、引用する条文の一部を改正するものであります。

2ページの新旧対照表を御覧ください。改正の内容は、第1条第1項中「法第243条の2第 8項」を「法第243条の2の2第8項」に改めます。

この指定は、令和4年6月10日から施行することとしております。

当日は、私が提案の説明をいたします。

次に、第41号議案、町有財産の減額貸付について、説明をいたします。

本案については、先般の議員全員協議会において私から説明をしておりますので、ポイントのみ説明させていただきます。

本案は、令和3年度末で閉園となりました旧長崎保育所の土地及び建物について、福祉事業等による就労支援、及び普通財産の有効利用を図るため減額貸付をするものであります。

貸付財産の表示、目的、相手方は記載のとおりであります。

4の貸付料につきましては、減額貸付額年額 47万4,500円、5の貸付期間は令和4年7月1日から令和7年3月31日までとなります。

2ページは、貸付する町有財産の明細になります。

当日は、私が提案の説明をします。

以上で、私からの説明を終わります。

○山下委員長 ただいま説明が終わりました。

質疑ございませんか。

那須委員。

- ○那須委員 40 号なんですよね。40 号で、町長が専決できるというこの改正案は専決になる。10 日提出ということなので、審議が13日、何日言うた。
- 〇山下委員長 13、最終日。
- ○那須委員 いいんかね。最終17日でいいんかね。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 立花総務課長。
- ○立花総務課長 その議決の日にちについては問題ないというふうに捉えております。 以上です。
- 〇山下委員長 ほかに質疑はありませんか。ないようなので、次に移ります。 それと、石川委員。携帯の持込みは禁止なので、気をつけてください。 続いて、企画財政課長から補正予算関係等についての説明を求めます。 清水企画財政課長。
- ○清水企画財政課長 それでは、企画財政課から説明させていただきます。

まず、承認第1号、専決処分第1号の承認を求めることについて、令和3年度愛南町一般会計補正予算(第14号)について説明いたします。

補正予算書の7ページを御覧ください。

本予算は、繰越明許費の追加のみでありまして、予算総額の変更はございません。

内容について説明いたしますので、9ページを御覧ください。

3款民生費、第1項社会福祉費において、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の繰越限度額を追加しております。本来であれば、3月の補正予算で議決を得るべきでしたが、担当課のほうで計上を失念していたため、令和4年度3月29日付で専決処分をしたものです。

当日は木原副町長が提案説明をいたします。

続きまして、承認第4号、専決処分第4号の承認を求めることについて、令和4年度愛南町 温泉事業等特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

補正予算書の7ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 320 万円を追加し、総額を 8,369 万 9,000 円とするものです。

内容につきましては19ページを御覧ください。

昨年度末において、水風呂冷却用装置が故障してしまいましたが、速やかに対応するための 取替工事費を計上しております。財源につきましては、17ページ前年度繰越金で対応をしてお ります。

令和4年4月1日付で専決処分をしており、当日は尾崎一本松支所長が提案説明をいたします。

続きまして、報告第1号、愛南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明します。

2ページを御覧ください。

これにつきましては、先般の3月定例議会におきまして、また、先ほどの、説明いたしました専決予算、一般会計補正予算14号において、令和3年度の繰越明許費として承認をいただく予定となっておりますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、2ページから4ページのとおり、27事業の繰越計算書を調製しましたので、報告するものです。

当日は私が説明いたします。

続きまして、報告第2号、愛南町上水道事業会計予算建設改良費の繰越報告について、説明 いたします。

2ページを御覧ださい。

これにつきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和3年度建設改良

費の繰越額に関する計画について報告するものであります。

当日は、小埜山水道課長補佐が説明いたします。

続きまして、第36号議案、令和4年度。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 承認第4号。
- 〇石川委員 報告第2号。報告第2号のですね、表紙は第26条第3項の規定により報告するということになっとるんやけど、第26条第1項の規定によるっていうことで、1項、これちょっと僕も法律の。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 清水企画財政課長。
- ○清水企画財政課長 今、確認する手だてがありませんので、後ほど報告させていただくのでよろしいでしょうか。
- 〇山下委員長 はい、よろしいです。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 続いて説明さしていただきます。

第36号議案、令和4年度愛南町一般会計補正予算(第1号)について、6月補正予算概要説明書により説明いたします。

概要説明書の3ページを御覧ください。

今回の補正予算は、上段の表の一般会計の項のとおり、歳入歳出それぞれ 10 億 5,640 万 8,000 円を追加し、総額を 152 億 4,640 万 8,000 円とするものであります。

今回の補正予算については、全般にわたり4月の人事異動等による職員人件費を計上しております。

それでは、主な計上事業について、歳出から款を追って説明いたしますので、説明書の9ページを御覧ください。

2 款総務費については、庁舎管理事業においてWeb用パソコン等の備品購入費、ふるさと 寄附金事業でポータルサイト運用、書類発送、返礼品開発などふるさと納税にかかる業務の包 括的な委託経費、個人番号カード交付事業でマイナンバーの交付率向上と地元消費の喚起を図 るためのプレミアム商品券発行支援業務委託料などを計上いたしております。

3 款民生費では、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を計上し、4 款衛生費では、新型コロナウイルス感染症検査関連事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業などを計上しております。6 款農林水産業費については、鳥獣被害防止総合対策事業、水路維持補修事業、林道整備事業、海洋資源開発センター施設管理運営事業、漁港施設維持管理事業、海岸メンテナンス事業、魚神山漁港海岸保全施設整備事業を計上しております。7 款商工費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策中小企業者経営支援事業、新型コロナウイルス感染症対策愛南泊まって得旅キャンペーン事業、グリーンパーク須ノ川管理運営事業などを計上しております。10 款教育費におきましては、南宇和高等学校魅力化推進事業を、11 款災害復旧費については、水産業施設災害復旧事業を計上しております。

これらの歳出の裏付けとなる歳入につきましては、8ページに主な内容を掲載しておりますが、主な財源としては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金のほか、各種事業 実施に伴う国・県等の支出金、基金繰入金、町債などとなっております。

当日は、木原副町長が提案説明いたします。

続きまして、第37号議案、令和4年度愛南町小規模下水道特別会計補正予算(第1号)について、補正予算書により説明いたしますので、補正予算書の79ページを御覧ください。

小規模下水道特別会計は、歳入歳出それぞれ 8,280 万円を追加し、予算総額を 2 億 3,950 万円とするものであります。小規模下水道庶務事務の委託料、小規模下水道維持管理事業費を計

上しております。

当日は、山本環境衛生課長が提案説明をいたします。

最後に、第38号議案、令和4年度愛南町上水道事業会計補正予算(第1号)について、補 正予算書により説明いたしますので、補正予算書の3ページを御覧ください。

今回の補正予算のうち、収益的収入及び支出については、人事異動に伴う人件費及び大久保 山ダムの水利施設整備事業などに係る負担金を計上しており、明細は13ページ及び14ページ のとおりであります。

当日は、小埜山水道課長補佐が提案説明をします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○山下委員長 ただいま説明が終わりました。

質疑はございませんか。

金繁委員。

○金繁委員 4月の25日の全協のときに、小山の太陽光の裁判になりましたという説明があった と思います。

あのときに確か副町長のほうから 1,700 万円の損害賠償額の説明があって、これについては 6 月の補正だったか、議会だったかで説明予定ですとおっしゃった記憶があるんですが、そうではなかったですかね。

- 〇山下委員長 清水企画財政課長。
- ○清水企画財政課長 議会のほうで説明予定であったかどうかというのは、私はちょっと把握はしてないんですけども、今回の補正予算の中でですね、訴訟に係る経費というのは上がっておるというように認識はしているんですけど、今回のは少額であったためにですね、今の説明には加えてはおりませんでしたが、今回の何ページになりますかね、予算書の47ページ、この中段辺りにあります、再生可能エネルギー推進事業65万5,000円がその経費になっております。以上です。
- 〇山下委員長 よろしいですか。
- ○金繁委員 はい。
- **〇山下委員長** ほかに質疑はございませんか。質疑はないようなので、次に、議会提案に関するものは初日はありません。

続いて、議案の審議方法、一括提案、承認第2号と承認第3号、専決処分の承認2議案については関連性があるため一括提案とし、質疑、討論、採決は別々といたします。

よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 続いて、補正予算の質疑の方法、第36号議案、一般会計補正予算(第10号)については、歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑を行うということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 続いて、第37号議案、小規模下水道特別会計補正予算(第1号)については、歳 入歳出全般を通じて質疑を行うということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 続いて、第38号議案、上水道事業会計補正予算(第1号)については、予算書全 般を通じて質疑を行います。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、請願・陳情等の取扱いについて、受理件数は4件です。請願はありません。

陳情等については、現段階では議長預かりとし、趣旨に賛同する議員においては、所定の賛 成者をもって議案として提出をするということでよろしいですか。 石川委員。

- ○石川委員 私、陳情の取扱いでちょっと疑問がありまして。請願の場合はですね、委員会に付託すると。他の市議会の情報なんかを見ているとですね、陳情も請願も基本的に審査するか審査しないか、議運で決めるという形になってるんで、私、陳情も請願と同じような取扱いをしたほうがいいんじゃないかなと。今のちょっと陳情の取扱いのやり方については、ちょっと乱暴な気がするんですが、ぜひ御検討をいただきたいなというふうに思います。
- 〇山下委員長 まず、ちょっと事務局長、この点についての説明を求めます。請願と陳情との違い とか、その取扱いについて、ちょっと一般的な説明をお願いします。 本多事務局長。
- ○本多事務局長 愛南町の会議規則の中で、陳情については議長が請願と同じように取り扱うということでしたら、そういった決定をしました請願書と一緒に取り扱うということになっております。

他の自治体においてはですね、それぞれ陳情書等の取扱いについては様々あるようです。 以上です。

- 〇山下委員長 今の説明で、議長が決定したらという説明を受けましたが、その点について、愛南 町議会ではそのように今までずっとやってきとるんですが。 石川委員。
- ○石川委員 これ、議長がどういう判断されるかということにはなろうかと思うんですが、請願の場合はですね、委員会付託ということで、議運のほうで各委員のほうに付託しているという形をとってますが、陳情の場合は賛同議員がいればですね、いきなり議案になってしまうと。これはちょっと私は納得がいかないし、ぜひともですね、これは審議を重ねて、審査するかどうかも含めて私は決めていかないといけん案件じゃないかなというふうに私は思ってます。
- 〇山下委員長 今、石川委員の意見は、陳情が出た場合に賛成者があったら即議案にのせると、今は。それをこの委員会で諮って、のせるべきかのせざるべきかを諮ったらどうかという意見で しょう。その意見ですよね。

今、石川委員からその意見が出たんですが、皆さん、ほかの委員の方の御意見ありませんか。 金繋委員。

- ○金繁委員 前回の全協、石川議員、欠席されとったんですけど、これ、課題にしましょうということになったんですよ。陳情とか、名前はちょっと違いますけど、法的効力がないという意味では同じ要望書とかの手続について請願ほど明らかになってないので、この手続については検討課題とするということになったと思うんですけども、なので検討していく、ですよね。
- 〇山下委員長 これから検討していこうという。ちょっと、その今の石川委員の意見、今日ここで どうするこうするというのはちょっと決めにくいんで、今後もこの議会運営委員会としても検 討していくということでよろしいですか。

石川委員。

- **〇石川委員** 先ほど、議長の判断によるということなので、私は早急に決めてもいいんじゃないかなというふうに思ってます。
- 〇山下委員長 本多事務局長。
- ○本多事務局長 すみません。先ほどの件で、説明でちょっと不足した部分がありますので、追加して説明さしていただきます。

先ほど、陳情書の取扱い等について議長の決定ということで説明さしていただきました。それはそのとおりなんですけども、議会運営委員会は議長の諮問機関なので、この中でその取り扱いを決めてもいいのかなというふうに考えております。

それと、請願の取扱いにつきましては、これは必ず委員会に付託するということになっておりますので、その点も申し添えておきます。

以上です。

- 〇山下委員長 今、局長の説明では、この議会運営委員会は諮問機関なんで、取扱いをそこで、議 運で決めてもいいという説明なんですが。
- 〇石川委員 決めましょう。
- ○山下委員長 石川委員からそういう意見が出たんですが、ほかの委員の皆さんの御意見伺いたいんですが。

那須委員。

○那須委員 陳情が4件出てますということは、議長がこの委員会に出してきたということでしょう。ですから、当然、審議するのは当たり前の話で、今まではそんなに陳情とか要望とかっていうのはここにかけなかったんですよね。議長の判断で議運にもかけないと、それでも構わんかったわけですよ。

最近というか、ここ何年かはどんどん出てますけども、以前はこんなことなかった。山下委員長も議長でしたけども、そんな出さなかったでしょう、議運には。ですから、私も今はちょっと、石川委員が言われるみたいに、乱暴な取扱いになっておるなというふうな気はいたします。

- 〇山下委員長 嘉喜山委員。
- ○嘉喜山委員 私もですね、やっぱり石川委員と同じようにですね、あまりにも乱暴過ぎるなと。 請願と同じように議運で扱うべきじゃないかなと思いますけど。
- 〇山下委員長 ほかの。鷹野副委員長。
- ○鷹野副委員長 私も、最近そういうふうには感じます。請願は取りあえず委員会付託ということ、 それはそれでいいと思うんですが、やみくもに陳情、賛同議員がおればすぐ議案という、それ はちょっと目につき過ぎているっていう。やはり議運でその辺は事前に審査いうか、その辺は 決めていったほうがいいんじゃないかなというふうには思います。
- 〇山下委員長 最後に、金繋委員。
- ○金繁委員 前回の全協で、今後、手続については検討するということなので、手続を変えるのであれば、ここでは決めずに、一応、全協に諮ったほうがいいとは思うんです。もちろんここで検討してもいいと思うんですけど。

今回の陳情については、今、那須委員がおっしゃったように、議長が諮問されてここに出ているので、ここで審議してもいいとは思うんですけど、これまでのやり方とどう違ってくるのかというのはちょっと分からないので、事務局のほうから説明していただけたらと思うんですけど。

○山下委員長 事務局からの説明ではなくて、私、委員長から。

常識的に言えば、この委員会である陳情、この案件についてどうしますかと、議案として提出しますかというのを諮ってみて、この委員会の中で、これはいいですよと言うたら議案として提出する。その代わり、これはちょっと議案としてはふさわしくはないという場合は議案としては出せないという判断が、私は常識的なこの委員会の意見だと思います。

本多事務局長、それでよろしいんですよね。委員会で決定したことが、例えば。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 はい。
- **○原田議長** 今の委員長の発言は、賛同議員がおった場合に議案として上げていいのかどうかの判断をこの議運でやるということですかね。今のは。
- 〇山下委員長 内容について審議をするということなんやろ。 石川委員。
- ○石川委員 今ですね、陳情の取扱いについて御存知のような状況になっていると思うんですが、 私が言いたかったのはですね、まず議運で審査するのかしないのか、その一件一件陳情が上が

ってます、審査するんであれば委員会に付託して審査をしていただくと。請願と同じ取扱いで すわ。議運で委員会に付託、審査の付託をすると。

- 〇山下委員長 本多事務局長。
- ○本多事務局長 もう一度、陳情書の取扱いについて説明をさせていただきます。

陳情書につきましてはですね、例えばこの会議の中で、これについて請願と同じような取扱いをしましょうということになった場合はですね、最終的には議長が決定しまして、そうなった場合は一般の請願書と同じように委員会付託されて審議されるということになりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

〇山下委員長 先ほどの私の説明でいいんでしょう。ここで決める。石川委員の言うのは、最初から全て。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 いや、違うんよ。全て協議して、委員会付託にするのか、議案として出すのか、それをここで決めるということでしょう。全てかける、全て検討するということ。 石川委員。
- ○石川委員 もう一つあるのは、この議運の中で審査しないという方法もあるんです、オプションとしては。だから、議運の中でこの陳情については委員会付託する、しない。しない場合は、そのまま陳情者に対して報告する。こういうふうに議員に対しては配付しましたという形をとるかですね。

ほかの議会の内容から見たらですね、請願とほぼ同じような取扱いをされているんで、陳情も請願も。だから、議運の中で審査して、委員会付託するのか、しないのか。そこが僕はまず初めの大事なとこじゃないかなというふうに思います。

- 〇山下委員長 原田議長。
- **○原田議長** この件は、今後また議運で検討していただくようにしていただいて、今回ちょっと間に合わない。ちょっと改正等が要るかと思うんですよ。ですから、今後の検討課題ということでしていただ。
- 〇山下委員長 本多事務局長。
- ○本多事務局長 今ですね、石川委員がおっしゃったことなんですけども、今この場で今していることがそのとおりです。陳情書が上がってきていて、ここで、今、皆さんが諮っていると。なんで毎回していることです。
- 〇山下委員長 石川委員。
- **〇石川委員** 審査するかしないかをですね、まず、同じことであればですね、審査をですね、今回 の陳情についてですね、するかしないかをまず決めたらいいと思いますが、いかがですか。
- 〇山下委員長 小松局長補佐。
- ○小松局長補佐 失礼します。陳情が上がってまいりましたら、形式が整っている陳情、要望、お願い、嘆願書、そういったものは陳情一覧に上がってまいります。議運の皆さんには、事前にこれをタブレットでお配りしております。この会議に来ていただくまでに、そこは見ていただく必要があります。

今日、この会議のほうでこの陳情一覧に上がったものをどうするかっていうのを、今日、協議していただいてるわけで、石川議員が言われていることを今まさしくされてます。

普段でしたら、この陳情一覧に上がったものを見て、委員会付託、請願の例によるっていう ふうな陳情がたまたま上がってきてないだけで、普段どおりこれを見ていただいて審議してい ただいているという結果になっております。その場合ですね、議長預かりという形になりまし て、陳情の趣旨に賛同する議員の皆様には発議権がありますので、賛成の人数をそろえて発議 していただければ決議等ができるようになっております。 以上です。

○山下委員長 今の説明がありましたが、理解できました。分かりました。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 石川委員。
- ○石川委員 まず、言われたとおりにですね、今、事務局が説明された、審査していると、ということは、委員会付託をするかしないかをここでもう決められると、そういうことですね。だから、一件一件の陳情についてですね、委員会付託するかどうか。これはやっぱりこの委員会でですね、議運で検討するべきです。
- 〇山下委員長 那須委員。
- ○那須委員 委員会付託をするのかせんのかと、あとはもう、資料のこのとおりの配付だけで済ま そうということだってできるわけですよ。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 石川委員。
- ○石川委員 配付して、今までは賛同議員がいればいきなり議案になってたんですよ。それはあまりにも乱暴なので、だから審査して、ここで議運で審査するかしないかを決めましょうと、議運で、委員会に付託するかどうか。審査するということは委員会に付託するかどうかをそれぞれの陳情の案件に関してですね、決めていかないかんということですわ。

今まではいきなり議案になってましたから、それはちょっとあまりにも乱暴じゃないですかと。

- 〇山下委員長 本多事務局長。
- ○本多事務局長 議員の発議権がありますので、2人以上の議員が賛同すれば、それは全て議案になります。なんで、それについてはですね、否定することはできないと思います。 以上です。
- 〇山下委員長 結局、自治法の絡みがあるんで、その権利なんで、発議権という権利なんで、例えば議運でどうこう言っても、それはどうしようもないっていうことでしょう。それ、法律がそうなんで。

石川委員。

○石川委員 それであればですね、請願の場合は、じゃ、委員会に付託してますよね。今回の陳情もですね、付託するかどうか分かりませんけど、付託するという場合になった場合、それはどういう取扱いになるんですか。2人以上の賛同者がいて動議を出すということであれば、それはそれで分かるんですけど、同時並行として委員会に審査しているという状況と、いきなり動議を出してですね、本会議に議案として出してくると。この取り扱いについてはどういうことになるんですか。

議運として、審査を決めました、付託しました。委員会で審査していると。その中で動議が 出てくると、同じ案件でですね。この辺りの取扱いはどのようになるんでしょうか。

これは出したら出したでいいけど、片や委員会に付託して審査しようと。それを無視して動議を出してくることも可能なんやったら、何か変なことになってくる。

〇山下委員長 これは、石川委員の言っていることは、多分、私もそう思うんですが、同じ内容の 陳情、何回も出て来とるんですよね、今回もそうやし。それについて同じ内容なんで、それは 議運に諮ってしかるべきやないかっていう意味なんでしょう。

石川委員。

○石川委員 今回だけじゃなくてですね、今までのその陳情と請願の取扱いについてですね、あまりにもちょっと違い過ぎるなと。請願についてはきちっとした書面ではんこまで押していると。陳情の場合はですね、印鑑も普通の何も要らんというような形になってまして、それが、言うならばいきなり2名の議員の賛成者がいれば議案になってしまうと。これは取扱いちょっとど

うなのかなと。請願と陳情との差が僕にはちょっと意味が分からないんですけど。

- ○山下委員長 その違い、本多事務局長、説明を求めます。
- ○本多事務局長 陳情書の書式といいますか、形式なんですけども、請願と違うのは、紹介議員がいないということぐらいでですね、日付があって、申出者の名前があってですね、件名があって、陳情事項等があればですね、受付しております。
 以上です。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 陳情と請願の違いは、とにかく請願は委員会付託して、内容も結構調べて。 (発言する者あり)
- 〇山下委員長 那須委員。
- ○那須委員 請願は、きちんとこう言って議運にかけて、委員会付託してしなくてはいけないけど も、要望書とか陳情書は受理しても議長が預かったままで、ここに出さなくてもいい。その違 いがあるんですよ。

今までどうしてたんですか。

〇山下委員長 この件、ちょっとここでなかなか出ませんので、先ほど、議長が言うたとおり、今回は今までどおりのやり方でやって、次回から検討してやるという方向でよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 では、そういたします。

続いて、追加議案について、理事者提案について。

立花総務課長。提案、追加議案はありませんか。

- 〇山下委員長 立花総務課長。
- ○立花総務課長 現時点で追加提案の予定はございません。
- 〇山下委員長 続いて、議会提案について、事務局に確認をいたします。 本多事務局長。
- ○本多事務局長 議員派遣の件があります。先般の全員協議会の中でも説明をさせていただいたんですが、7月27日の松山市での議員研修がありますので、議員派遣の件を出させていただきます。

また、閉会中の所管事務調査等の継続審査であるとか、そういった申出があった場合は議案として提出をさせていただきます。

以上です。

〇山下委員長 ただいま説明がありました。よろしいですか。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 先ほどの石川議員の質問についてお答えいたします。

報告第2号の2ページにあります第26号第1項は、1項の規定といたしましては、予算の 繰越しができるという規定なので、ここに繰越しできる額を掲げております。

表のですね、第3項につきましては、町長はそれを議会に報告するという規定なので、ここは3項ということで、議案の訂正はございません。すみませんでした。

以上です。

○山下委員長 ここで、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

〇山下委員長 続きまして、各委員会等の開催について、議会運営委員会は今のところ追加議案がありませんので、議会運営委員会も最終日の朝礼も予定はしておりません。追加議案があれば6月17日、金曜日、9時から議会運営委員会を開催し、9時30分からの朝礼の予定です。その場合には事務局から連絡があります。

続いて、会期中の常任委員会の請願審査等の開催日、総務文教常任委員会、産業厚生常任委

員会は、今のところ予定はありますか。

- ○鷹野産業厚生常任委員会委員長 ないです。
- 〇石川総務文教常任委員会委員長 ないです。
- 〇山下委員長 ないようなので、閉会中に所管事務調査を実施する場合は、各常任委員会委員長は 所管事務調査申出書を6月13日、月曜日17時までに事務局に提出をお願いいたします。

続いて、議会活性化特別委員会は閉会中も活動できますが、視察等を行う予定があれば、常任委員会と同様に所管事務調査申出書を6月13日、月曜日17時までに事務局に提出をお願いします。

その他で、2日目は6月13日、月曜日、第36号議案、一般会計補正予算(第1号)についての提案説明までにとどめ、質疑、討論、採決は最終日17日とすることでよろしいですか。 (「はい」と言う者あり)

○山下委員長 では、そういたします。

服装については、申し合わせ事項のとおり、6月定例会は上着を着用しなくてよい。ネクタイの着用は自由ということでお願いします。

新型コロナウイルス対策について、前立ての設置してある演台のみ、マスクを外して発言可。 休憩時に机等の消毒と換気を行いますので、書類が飛ばないように注意をしてください。

傍聴席については、距離を空けて 22 席とし、22 名を超える場合は議場前にテレビを設置いたします。

その他、ほかに何かございませんか。

事務局のほうからありませんか。

- 〇山下委員長 鷹野副委員長。
- ○鷹野副委員長 全然、話は違うんですけど、Tシャツ、愛南町になーしくん、また、いろこいあいなんの新しいロゴが入ったTシャツ今あると思うんですけど、今度、研修とか行って、今から暑いんで全員がそろえたらどうかなっていうふうに最近ちょっと思っているんですけど。議運で出すのか、全協で出すのかあれですけど、それちょっと思いました。

皆さん、どう思うでしょうか。

〇山下委員長 これ、議長にぜひ、理事者に要望を出して、涼しいし、そろうし。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 その件は議長に任せます。
- ○原田議長 はい。
- **〇山下委員長** 先ほどの陳情、請願どうのについて、本当ちょっとやっぱ協議することを必要だと 思いますので、なるべく早いうちに開いて、議運でも検討したいと思います。

以上です。

ほかにないようですので、これで議会運営委員会を終わります。お疲れさんでした。

議会運営委員会委員長